

いわない がくえん さ ー び す じゅうようじ こうせつめいしょ
「岩内あけぼの学園サービス重要事項説明書」
(短期入所)

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人あけぼの福祉会
法人所在地	北海道岩内郡岩内町字野東210番地
法人種別	社会福祉法人
事業種別	指定障がい者支援施設
代表者名	理事長 西崎 公一
電話番号	TEL 0135-62-9701
法人設立年月	昭和57年11月19日

2 事業の目的と運営方針

事業指定	知的障がい者短期入所事業 平成18年10月1日指定
事業の目的	知的障がいを持つ方に対し将来的に地域に向けた生活が出来る様に支援する
事業の名称	岩内あけぼの学園
施設長氏名	小野 裕
事業所の所在地	北海道岩内郡岩内町字野東210番地
電話番号	TEL0135-62-9701 FAX0135-62-4011
事業所運営の方針	利用者の権利擁護、利用者主体のサービス提供、地域に開かれた施設
事業所開設年月	昭和58年4月1日
入所定員	空床

3 施設の概要

(1) 施設

たてもの 建物	構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	延べ床面積	2,044.51㎡
	利用定員	入所定員50名(男子24名 女子26名) 短期入所 空床型
敷地面積		14,575㎡

(2) 主な設備

居室の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
食堂	1室	102.38 m ²	2.047 m ²	
多目的室	1室	165 m ²	3.3 m ²	
相談室	1室	16.50 m ²		
浴室	男子 1ヶ所 女子 1ヶ所	男子 18.50 m ² 女子 21.60 m ²		
医務室兼静養室	1室	30.0 m ²		
洗面所	男女各2ヶ所			
トイレ	男女各2室			
廊下幅		最小1.69m		
作業・訓練棟		(生活介護) 109.9 m ² (生活介護) 126.00 m ²	(生活介護) 77.76 m ² (生活介護) 216.00 m ²	(生活介護) 41.40 m ²

(3) 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名		1名			0.6名	GH管理者兼務
サービス管理責任者	2名	2名				2名	
医師				1名			嘱託
看護師	1名	1名				0.6名	
理学療法士							
作業療法士							
生活支援員	42名	34名		8名		38.4名	
職業指導員							
機能訓練指導員	1名		1名			0.4名	看護師兼務
栄養士	2名	2名				2名	
その他	3名	1名		2名		2.2名	事務員
調理員	日清医療食品株式会社に業務委託						

4 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	
栄養士	日勤の勤務時間帯（8：30～17：30）
事務員	
看護師	日勤の勤務時間帯（8：30～17：30） 夜間、休暇日においても緊急対応します。
医師	月1回が、診察日となります。
サービス 管理責任者	早番（7：00～16：00） 早2（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 8勤（8：00～17：00）
生活支援員	B（10：00～19：00） ©（11：00～20：00） 遅番（12：00～21：00）
職業指導員	中1（7：00～13：00・16：00～19：00）休憩11：00～12：00 夜勤（21：00～7：00）
機能訓練指導員	夜勤2・K（20：00～24：00・5：00～9：00）休憩24：00～5：00 夜勤3（18：00～22：00・5：00～9：00）休憩22：00～5：00

5 支援サービスの概要

(1) 自立支援給付費対象サービス

種 類	内 容
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄援助が行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行います。
整 容 (歯磨き・洗面含む)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回行います。
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるようにするため心身の状況に応じて支援します。 ・自立して社会生活を営むことができるよう、作業活動を行います。
余暇活動の支援	将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	・嘱託医師により、月 1 回診察日を設けて健康管理に努めます。

	<p>・常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。</p> <p>・また、緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</p> <p>・処方された薬は、利用者の状況により看護師が管理します。</p> <p>・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります)</p> <p><当施設の嘱託医師> 北内科クリニック</p>
<p>相談及び援助</p>	<p>・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。</p> <p><相談窓口> 生活支援ワーカー：小野 裕・XXXXXXXXXX・XXXXXXXXXX</p>

(2) 自立支援給付費対象外サービス

種類	内容
<p>食事 (H)</p>	<p>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p><食事時間> 朝食 (7:30~) 昼食 (12:00~) 夕食 (18:00~)</p>
<p>社会生活上の便宜 (M)</p>	<p>・当事業所では、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <p>・クラブ活動 (編み物)、その他日常生活を活性化するためのレクリエーション・作業</p> <p>・月1回の外出行事及び誕生会 (別添年間行事計画のとおり)</p> <p>・行政機関に対する手続が必要な場合には、施設が代行し、利用者及び家族に報告いたします。</p>
<p>預り金管理 (L)</p>	<p>・利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。</p> <p>・保管責任者：社会福祉法人あけぼの福祉会 預り金規程による</p> <p>・保管管理者：社会福祉法人あけぼの福祉会 預り金規程による</p> <p>・出納責任者：社会福祉法人あけぼの福祉会 預り金規程による</p> <p>・管理方法</p> <p>※入出金については、責任を持って行い、出入金記録を作成します。</p> <p>※利用後に残高報告書を作成し、利用者に報告します。</p> <p>※利用者は、いつでも入金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。</p>
<p>その他日常生活上必要となる支援 (J・O)</p>	<p>・利用者の希望により、日常生活品の購入の斡旋、代行等についても行います。</p>

(3) 利用者の選定により提供するサービス

特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
その他	指定外医療機関への薬の受け取りや、施設外での買物代行を行います。

※利用者の選定によるサービスは、別途費用（実費）を頂きます。

(4) その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の閲覧	土曜日、日曜日・祝日を除く毎日9時から17時。
サービス提供記録の 複写物の交付	複写に際しては、1枚につき20円いただきます。

6 利用料

お支払いただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 自立支援給付費対象サービス利用料金

基本的なサービス利用料金（1日あたり）

○ 日中活動サービス利用なし（土、日、祝日または日中サービス支給決定なし）

	18歳以上					障がい児		
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2・1	区分3	区分2	区分1
A. ご利用者の障害程度区分								
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	892 たんい 単位	758 たんい 単位	626 たんい 単位	563 たんい 単位	492 たんい 単位	758 たんい 単位	595 たんい 単位	492 たんい 単位
C. 栄養士配置加算	22単位							
D. サービス利用料金	9,140 えん 円	7,800 えん 円	6,480 えん 円	5,850 えん 円	5,140 えん 円	7,800 えん 円	6,170 えん 円	5,140 えん 円
E. うち支援費として市町村より 代理受領する金額	えん 円							
F. サービス利用に係る自己 負担額〔D－E〕	えん 円							
G. 食事提供体制加算 （生活保護、低所得1・2の世帯）	480えん 円							
H. うち自己負担額	えん 円							
I. （支援費の定率負担） 〔F＋H〕	えん 円							

○日中活動サービス利用あり（日中サービス支給決定あり・平日）

	18歳以上					障がい児		
A. ご利用者の障害程度区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2・1	区分3	区分2	区分1
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	582 単位	510 単位	307 単位	232 単位	166 単位	510 単位	269 単位	166 単位
C. 栄養士配置加算	22単位							
D. サービス利用料金	6,040 円	5,320 円	3,290 円	2,540 円	1,880 円	5,320 円	2,910 円	1,880 円
E. うち支援費として市町村より代理受領する金額	円							
F. サービス利用に係る自己負担額〔D－E〕	円							
G. 食事提供体制加算（生活保護、低所得1・2の世帯）	480円							
H. うち自己負担額	円							
I. （支援費の定率負担）〔F＋H〕	円							

※1. Iについては別表1に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

(2) 自立支援給付費対象外の（サービス利用）料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

項目	金額
J. 食事（基本的な朝・昼・夕の食事）	朝食 410円
※食事提供体制加算対象者は加算算定額分（1日480円）食費が軽減されます。	昼食 470円
	夕食 479円
K. 光熱水費（居室にかかるもの）	400円
L. 日常生活品の購入（下着等の被服費及び歯ブラシ等の日用品費）	実費
M. おやつ（自分の好みにより購入するもの）	実費
N. 教養娯楽等	実費
O. 理容・美容等	実費
P. 預り金管理サービス ・通帳管理、小遣い等（現金）管理 ・小遣い等（現金）管理のみ	2,000円
	1,000円
Q. その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※1. 6. 利用料に定める「J. 食事」については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

- ※ 2. 食事が不要な場合には、3日前までにお申し出ください。3食とも不要な場合で3日前までに申し出があった際には、6.利用料に定める「J.食事」に係る自己負担額は食事が不要となった日数分いただきます。
- ※ 3. 光熱水費については前年度の平均から算出していますので、年度により変更する場合があります。
- ※ 4. 自立支援給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 5. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

【別表1】

<定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）>

- ① 生活保護…生活保護受給世帯
- ② 低所得1…市町村民税非課税であって障がい者又は障がいの保護者の収入が80万円以下であるもの
- ③ 低所得2…市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

(3) 利用者の選択により提供するサービス利用料金

特別な食事	実費						
各種付き添いおよび代行について	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関および町内の医療機関以外の通院付き添い、および薬受取代行 その他の付き添いおよび代行 職員旅費日当および交通費について実費。 （家族または身元引受人が対応できなく、当事業所で対応が可能な場合に行ないます。）						
送迎サービス	利用者の送迎（自宅と施設間の送迎） （相乗りによる送迎となり、岩内町および共和町に限る） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施設からの距離が5km以内</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> <tr> <td>施設からの距離が5km以上10km以内</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>施設からの距離が10km以上</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> </table> 片道一回につき	施設からの距離が5km以内	50円	施設からの距離が5km以上10km以内	100円	施設からの距離が10km以上	150円
施設からの距離が5km以内	50円						
施設からの距離が5km以上10km以内	100円						
施設からの距離が10km以上	150円						
在園証明書	一部につき200円、送料等については実費負担						
各種証明書、および諸手続き等代行手数料	一件につき500円、送料等については実費負担						
その他	その他のサービスについては実費をいただきます。						

8 あげぼの福祉会苦情解決第三者委員

だいさんしゃい いん しょうかい 第三者委員の紹介	<ul style="list-style-type: none"> • [redacted] (元人権擁護委員) • [redacted] (岩内町民生委員)
------------------------------	--

9 協力医療機関

いりょうきかん めいしょう 医療機関の名称	いわないきょうかいびょういん 岩内協会病院	きたないか 北内科クリニック
しょざいち 所在地	いわないちやうたかだい 岩内町高台209-2	いわないちやうたかだい 岩内町高台2-1
でんわばんごう 電話番号	0135-62-1021	0135-62-1457
しんきつつか 診察科	ないか げか せいけいげか がんか せいしん 内科・外科・整形外科・眼科・精神 しんけいか た 神経科・その他	ないか 内科
にゅういんせつび 入院設備	あり	なし

しかいりょうきかん めいしょう 歯科医療機関の名称	にしぎまし か い いん 西崎歯科医院
しょざいち 所在地	いわないちやうたかだい 岩内町高台150
でんわばんごう 電話番号	0135-62-1155

10 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだ いわない がくえんしやうぼうけいかく たいおう 別途定める「岩内あげぼの学園消防計画」により、対応いたします。
へいじょうじ くんれん 平常時の訓練	べつとさだ いわない がくえんしやうぼうけいかく のつとりねん かいやかんおよ ひるま 別途定める「岩内あげぼの学園消防計画」に則り年3回夜間及び昼間を そうてい ひなん ぼうさいくねん りやうしや かた きんか 想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいくねん 防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> じどうかさいほうちき あり ゆうどうとう あり がすもれほうちき あり ひじょうようでんげん あり ※カーテン、布団等は防災性のあるものを使用しております。
しやうぼうけいかくなど 消防計画等	しやうぼうしよ とどけでび まいとし がつ しやうぼうけいかく ていしゆつ 消防署への届出日：毎年4月に消防計画を提出 ぼうかせきにんしや 防火責任者： [redacted]

11 当施設ご利用の際に留意いただく事項

らいほう めんかい 来訪・面会	らいほうしや じぜん れんらく 来訪者は、事前に連絡してください。
がいしゆつ 外出	がいしゆつ さい たんとうしや じぜん れんらく くだ 外出の際は、担当者に事前に連絡して下さい。
しよたくい しいがい いりょうきかん 嘱託医師以外の医療機関 への受診	よりせんもんか へいじゆん ひつやう ほんだん ばあい じゆしん けいぞくてき なるばあい より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合 えんぼう じゆしんなど かぞく たいおう ばあい や遠方への受診等は、ご家族により対応していただく場合があります。
きよしつ せつび きぐ りやう 居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に に反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
きつえん いんしゆ 喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙で す。飲酒は可能ですが、他の利用者迷惑をかける程度にお願いします。
きちやうひん かんり 貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己

	管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービス（有料）をご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者にご相談ください。

1.2 緊急時の援助

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに上記9の協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

1.3 事故発生時の対応

事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合には、まずあなたの身体の状況を確認し応急手当や、通院等の必要な措置を講じます。また必要に応じて関係市町村やあなたの家族に連絡を行うと共に速やかに事故原因を解明して再発防止に努めます。さらに、その結果についてはあなたやあなたの家族に報告致します。また、これら一連のことについて、記録し保存します。

1.4 損害賠償

事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。

事業者は、支援サービスの提供時に、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償します。

利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に戻してもらいます。なお、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免する場合があります。

わたし ほんしょめん もと いわない がくえん しょくいん
私は、本書面に基^{もと}づいて岩内あけぼの学園の職員

ほんじゅうようじこう
から本重要事項

せつめい う
の説明を受けました。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

り よう しゃ じゅう しょ
利 用 者 住 所

し めい いん
氏 名 印

りようしゃ せいねんこうけんになど
利用者の成年後見人等

じゅう しょ
住 所

し めい いん
氏 名 印

ぞく がら
続 柄 ()

とうじぎょうしょ さま たい しえん さーびす ていきょう じょうき
当事業所は、 様に対する支援サービスの提供にあたり、上記のとおり

じゅうようじこう せつめい
重要事項について説明いたしました。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

じ ぎょう しゃ じゅう しょ ほっかいどういわないぐんいわないちょうあぎのづか ばんち
事 業 者 住 所 北海道岩内郡岩内町字野東210番地

めい しょう しゃかいふくしほうじん ふくしかい
名 称 社会福祉法人あけぼの福祉会

りじちよう にしざき きみかず いん
理事長 西崎 公一 印

せつめいしゃ いん
説明者 印